
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 1 号「下川町家族同乗移送サービス事業条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 当委員会に付託を受けた、議案第 1 号 下川町家族同乗移送サービス事業条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、自力で公共の交通機関等を利用することができない高齢者等が、医師等からその家族とともに受診を求められた場合、高齢者等と家族が移送サービスを利用し、確実な受診結果を把握できるよう、交通手段に係る費用負担の軽減を図ろうとするものです。

担当課長から、「本案は新たな福祉サービスであることから、新条例を制定するものである。対象者は外出支援サービスを受けている人及びその家族で、名寄市内の医療機関を受診している人である。名寄以外は要望、ニーズがあれば今後検討する。定期受診されている人か介護サービスを受けている人が該当する。利用の申請からサービスの可否決定の迅速化を図るため、サービス利用希望者は事前に登録するなどの方法を考えたい。利用者負担基準額は、現在、介護予防生活事業の外出支援サービスを参考として、往復 3,000 円、片道 1,500 円と規定するものである。」などの説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 2 議案第 2 号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」及び日程第 3 議案第 3 号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 当委員会に一括して付託を受けた、議案第 2 号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第 3 号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、平成 27 年 5 月に公布された、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条項について所要の改正を行おうとするものです。

主な改正内容は、市町村単位で運営されていた国民健康保険について、平成 30 年 4 月から北海道が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営する方式へ変更となることから、課税額の定義などの文言の整理を行うとともに、葬祭費給付額を道内統一額 3 万円に引き上げるための改正です。

担当課長から、「平成 30 年度の保険税率の改正は行わない。平成 31 年度以降の税率は動向を見ながら検討する。」などの説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。
これから討論、採決に入ります。
お諮りします。
討論、採決は、2件を一括して行いたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。
それでは、討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、議案第2号及び議案第3号を一括採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第2号及び議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。
したがって、議案第2号及び議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第4 議案第5号「下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(春日隆司君) 当委員会に付託を受けた、議案第5号 下川町新規就農等に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果

について報告します。

本案の改正内容は、生活環境整備補助による住宅環境整備の補助を快適住まいづくり促進条例…以下、快適住まい条例と言います…の活用による住宅整備を図るよう促すことで効果的な生活環境整備ができることから、別表規定を削除しようというものです。

課長から、「条例見直しをしてきた審議会で様々な議論をしてきた。快適住まい条例の方が有利である。生活環境整備補助の実績がない。」などの説明がありました。

委員から、「条例では、必要な事項について農業委員会に諮ると規定されているが、諮られていない。施策が後退したように印象づけられる。快適住まい条例は、政策条例であり、平成 31 年度までの時限である。新規就農者等にとっての住宅施策をもっと議論すべきである。利用実績がないものは整理するとの考え方は理解できる。」などの意見がありました。

その後、議員間討議などを経て、次のとおり意見が集約されました。

本条例は、平成 5 年に制定し、新たな農業者の定住を促進し、更なる農業振興を図ることを目的に、平成 18 年に条例の全部を改正し、その後、必要に応じて一部改正を行ってきた。全部の改正時には、就農者が苦勞された経緯を踏まえ、家屋の改修等の支援として生活環境整備補助を新設したものであります。

これらを踏まえ、一つ、本町にとって、新規就農等の支援施策は農業政策の中で最重要施策の一つであり、さきに制定された下川町新規就農促進住宅、農業道場の設置と管理条例とも整合性を図る必要がある。政策条例の趣旨からして、支援策については、一部を他条例に委ねるのではなく、農地、資金、研修、生活環境整備等一体的なものとして政策誘導が図られるよう完成度を高めるものでなければならない。

一つ、新規就農等への生活環境整備支援については、制度の充実化を図る必要がある。

関係する機関、団体とも十分な協議を行うこと。

その後、採決の結果、全会一致で原案は否決すべきものと決したところであります。

以上、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をします。

議案第 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立なし)

○議長（木下一己君） 起立なしです。

したがって、議案第 5 号は否決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 5 議案第 8 号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 当委員会に付託を受けた、議案第 8 号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、介護保険法第 117 条の規定により、平成 30 年度から平成 32 年度までの第 7 期介護保険事業計画に基づき改正するものです。

改正の主な内容は、65 才以上である第 1 号被保険者の月額基準保険料を 4,500 円から 5,500 円とし、保険料率を設定するもので、制度改正や保険給付額の増額予測に伴い引き上げようとするものです。

委員から、「介護の重要性は大前提であるが、利用者と利用していない人の不平不満が出る。人口の社会増が望めない中で、町民要望の高い福祉・介護施設整備を町が整備できるのか、または民間に補助するのか。介護保険料が上がっていく。バランス感覚が必要となる。人口減対策なのか、福祉政策なのか中途半端にならないよう取り組む必要がある。」などの意見がありました。

課長から、「お年寄りが元気で過ごせるための介護予防、政策を打ち出して、最後まで介護度を上げないで、人口流出を防ぎ、暮らしていけるよう取り組んでいきたい。施設をこれ以上増やすことが財政やコスト上できるのか考えていかなければならない。家族が心配のないようサービスを充実させていきたい。」などの説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 8 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 6 議案第 15 号「平成 30 年度下川町一般会計予算」から日程第 12 議案第 21 号「平成 30 年度下川町病院事業会計予算」まで、7 件を一括議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

蓑谷春之 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（蓑谷春之君） 議案第 15 号 平成 30 年度下川町一般会計予算から議案第 21 号 平成 30 年度下川町病院事業会計予算まで、一括提案されておりますので、まとめて報告をさせていただきたいと思います。

今定例会において、予算審査特別委員会に付託を受けました、議案第 15 号 平成 30 年度下川町一般会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会の予算審査について、冒頭、副町長より予算編成方針並びに新年度予算の概要についての説明がありました。

本年度は、「第5期総合計画の着実な推進」「地方創生に向けた施策の展開」「環境未来都市・森林総合特区・地域再生計画等の推進」「公約の実現と諸課題の解決」「効率的で効果的な行財政運営の推進」「積極的な情報公開と町民の理解」の6項目に基づいた予算編成となっています。

歳入、歳出ともに48億4,600万円（対前年比7.0%減）を計上しています。

歳出の義務的経費は17億1,505万円（0.5%増）、投資的経費で6億7,682万円（36.0%減）、その他の経費で24億5,413万円（0.2%増）となっています。

歳入では、町税で3億1,580万円（1.0%増）、地方交付税で24億円（4.0%減）、国及び道支出金で6億3,185万円（13.6%減）、繰入金では、財政調整積立基金1億1,700万円、ふるさとづくり基金繰入金3,000万円、過疎地域自立促進特別事業基金1,080万円、森林づくり基金1,000万円、森林の二酸化炭素吸収量活用森林づくり基金1,900万円、木質バイオマス削減効果活用基金800万円など、基金繰入金全体で2億178万円を計上。町債は5億2,570万円となっています。

副町長からの予算概要説明後、委員からの質問に対し、「産業の振興、町民福祉の向上、雇用の場の創出など、地域課題を解決していく予算となっている。120の公約の7割は継続、3割が新規で、その中で2割は実施、1割はこれからである。スクラップアンドビルドでは、事業の終了又は事業の一本化を図り、スクラップを行った。地方交付税が減少するなど、財政状況が厳しさを増している。地域が継続するよう、財政の健全化に努める。」との答弁がありました。

その後、審査に当たり、所管課ごとに担当課長などから推進施策・事業概要、事項別明細書などにより説明を受けました。その内容と答弁、そして意見等について、主な事項について所管課ごとに報告いたします。

事業概要書1ページから、議会事務局所管では、議会機能・監査機能の充実を施策の柱として、広報広聴活動の推進では、町民モニターの実施の予算が計上されています。

次に、概要書3ページから、総務課所管の施策では、土地利用推進事業、地域情報推進基盤施設維持管理などの予算が計上されています。

課長などから、「旭町（旧市村組跡）町有地の有効活用を図っていく。」「告知端末の耐用年数の時期に備え、メンテナンスを図っていく。製造販売はしていない。」「人事評価制度は、職員・課長職で行っている。コミュニケーションを図れる意味がある。」など説明、答弁がありました。

委員からは、「町有地の有効活用を図ること。」「職員の健康管理を十分に行うこと。」「ふるさと納税の取組改善」「人事評価」などの意見がありました。

次に、事業概要書5ページから、税務住民課所管の施策では、地域公共交通、公衆衛生の向上、消費者生活啓発活動などの予算が計上されています。

課長などから、「埋め立てごみ最終処分場は、覆土処理工事を行い、平成31年3月に埋め立て処分終了届を出す。」「迷惑電話防止装置の普及促進を図るため、モニター事業を継続する。」「バス待合所再生プロジェクトを4か所予定しており、今年は2年目（バ

スターミナル待合所)を予定している。」「予約型乗り合いタクシーの車両購入に補助し、運行確保を図る。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「地域公共交通確保維持改善事業補助金に関し、要項の整理が必要ではないか。」「町民懇談会開催の充実」などの意見がありました。

次に、事業概要書 8 ページから、保健福祉課の施策では、福祉医療人材研修補助金、家族同乗移送サービスなどの予算が計上されています。

課長などから、「地域福祉の充実で、高齢化が進む中で、住民が一体となって支え合い、誰もが安心できる地域社会をつくることが重要であり、引き続き推進していく。」「家族同乗移送サービス事業については、診療に家族の同席が必要で、希望する場合に、ハイヤー等で通院に関わる支援を行う。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「幼児センターの正職員の充足を求める。」「託児サービスは利用者の利便性を考慮すべき。」「戦没者追悼式会場の見直し」「敬老会の中での金婚の祝い」などの意見がありました。

次に、事業概要書 11 ページから、山びこ学園の施策では、老朽化に伴う施設及び設備の改修、施設備品購入費などの予算が計上されています。

委員から、「山びこ学園の立地場所は、将来的に利便性のある地域に移す検討も必要ではないか。」「職員の適正配置を求める。」「学園の定員枠が埋まるよう努力すべきではないか。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 14 ページから、あけぼの園所管では、デイサービスセンター浴室防水等改修工事などの予算が計上されています。

園長などから、「介護に携わる人材の確保が難しい状況となっている中、充実したサービスを継続して提供するため、人材の確保と育成に努めたい。」「ふれあい交流はコンパクトな催しにしていく。」などの説明、答弁がありました。

委員からは、「職員の確保に努め、施設定員を満たす必要がある。」「世代交流ふれあい広場の担当を今後も検討すべきである。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 17 ページから、農業委員会・農務課の所管では、生産基盤の整備、農業経営の安定化などの予算が計上されています。

課長などから、「飲雑用水事業で、老朽化した施設を計画的に整備推進する。」「育苗施設活用推進事業で、ハウスビニール張り替えを 3 棟行う。」「新規就農者支援事業で、担い手の確保・育成をする。」また、「スクラップアンドビルドでは、中国人技能研修生の受入れ中止等の事業の終了など 5 件のスクラップ、農業研修制度等 6 件のビルドを行った。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「下川産の自給率を上げて、地産・地消を進めてほしい。」「自給率の数値化が大事だ。」「将来的にビニールハウスの自動換気システム化の整備に補助が必要になるのではないか。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 21 ページから、森林総合産業推進課では、循環型森林経営の推進、林業・林産業の振興などの予算計上がなされています。

課長などから、「森林所有者に対し、造林、除間伐などの経費を支援し、計画的に推進する。」「森林資源を持続させていくため、再造林樹種として、従来よりも優れたクリーンラーチの公営採取園を整備する。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「補助金対象の事業者に対し、監督、指導等を行う必要がある。」「移住した人たちが能力を発揮できるよう、起業家の促進が必要ではないか。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 25 ページから、環境未来都市推進課所管では、中小企業の振興の中小企業支援、快適住まいづくり促進事業などの予算が計上されています。

課長などから、「国の空き家対策総合支援事業を活用し、空き家の活用及び除去を推進することで、住み替えや移住、定住を促進するとともに、住民の安全・安心の確保につなげる。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「空き家対策は、窓口の一本化が望ましい。」「事業の見直しを図るべきではないか。」などの意見がありました。

次に、事業概要書の 28 ページから、建設水道課所管では、有効な土地利用の推進、快適な住環境の確保、快適な道路交通の確保などの予算が計上されています。

課長などから、「平成 30 年度は、都市計画マスタープランの仕上げの年である。10 月頃にはパブリックコメントの実施を予定しており、可能な限り町民の意見を反映できるよう十分留意し、将来において夢のある整備方針となるよう作業を進めていく。町民や議会へは将来に応じて報告や情報提供等を行う。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「町道整備の舗装事業を適切に行ってほしい。また、地域によって町道の除排雪にむらがある。」「流雪溝の 3 者協議の見直し」「マスタープランの進捗状況資料を公開し、町民意見が幅広く反映できる取組を。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 31 ページから、教育課所管では、小中学校の充実、生涯学習の振興、文化財保護・活用などの予算が計上されています。

課長などから、「小中学校の修繕等、施設備品等の充実を図る。」「下川商業高校の存続維持を図るため、学校の魅力の PR、募集活動の強化を進めていく。」などの説明、答弁がありました。

委員から、「キッズスクールを外部委託する考えは。」「総合グラウンドの利用計画について」「総合グラウンドにある指定管理者の施設は、景観上好ましくない。撤去するよう指導を。」などの意見がありました。

歳入の説明については、特に意見がありませんでした。

理事者総括質疑では、1 点目、北海道林業大学校誘致事業について、「執行方針・推進施策で北海道林業大学校誘致事業が示されているが、実情はどうか。どのような進め方を考えているか。」などの質問に対して、「5 市町村による上川北部地域誘致期成会が、上川地域誘致期成会に改め、誘致活動を進めている。」との答弁がありました。

委員から、「下川町が長年にわたり取り組んできた、森林・林業・林産業の理念と主体性を崩さないでいただきたい。」との意見がありました。

2 点目、産業活性化支援機構タウンプロモーション推進部についてであります。

「昨年の決算認定特別委員会で、機能が重複する組織・団体の在り方の件で、将来性、役割機能等を検証して近いうちにその結論を出すと回答したが、どのような結論になったか。また、その際、平成 28 年度から 30 年度までの事業と言ったが、その考え方について。」などの質問に対して、「タウンプロモーションについては 3 年目を迎えるので、平成 30 年度中にそれぞれの組織について事業の継続や組織形態、法人化など、関係者と協議しながら結論を出していきたい。」との答弁がありました。

委員から、「課題の先送りをしない考えで整理してほしい。」との意見がありました。

3 点目、公共施設等総合管理計画について、「昨年 3 月に本計画が策定され、その後施設も増えているが、維持管理費等の今後の見込みについて。」の質問に対して、「見込額については取りまとめを行っていないが、各公共施設の維持管理について、それぞれ施設のカルテをまとめ、総体的な判断もしていきたい。」との答弁がありました。

委員から、「人口が減少し、財政が厳しい中、同じものを維持するのは無理である。カルテができなくても判断しなければならないのではないか。」との意見がありました。

4 点目、その他でございますけれども、財政事情の認識、空き家政策の窓口一本化について意見交換をしたところでございます。

次に、議案第 16 号 平成 30 年度下川町下水道事業特別会計予算であります。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 2 億 6,271 万円とし、第 2 条では、地方債の起債目的と限度額 6,410 万円を定め、第 3 条では、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めるものです。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

事業概要書の 30 ページから、公共下水道の維持管理と整備の推進、合併処理浄化槽の維持管理などの予算が計上されています。

次に、議案第 17 号 平成 30 年度下川町簡易水道事業特別会計予算であります。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 9,204 万円とし、第 2 条では、地方債の起債の目的と限度額 600 万円を定め、第 3 条では、一時借入金の最高額を 500 万円と定めるものです。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

事業概要書の 29 から 30 ページです。

水道施設の適正な維持管理、計画的な水道施設の整備のための予算が計上されています。

配給水施設維持管理として、量水器 285 台、消火栓 3 か所の取り替え工事、下川浄水場建設基本計画策定などを行います。

次に、議案第 18 号 平成 30 年度下川町介護保険特別会計予算であります。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、介護保険事業勘定の歳入歳出予算それぞれ 4 億 7,117 万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ 3 億 5,744 万円を定め、第 2 条

では、介護サービス事業勘定で、地方債の起債の目的と限度額 3,000 万円を定め、第 3 条では、一時借入金の最高額を、介護保険事業勘定 3,000 万円、介護サービス事業勘定 3,000 万円と定めるものであります。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。その主な内容について報告します。

推進施策・事業概要書 9 ページからです。

介護保険事業として、介護予防の推進と介護保険制度の円滑な運用のための予算が計上されています。

介護予防、日常生活支援総合事業、包括的支援事業、在宅医療介護連携・認知症対策事業などを行います。

事業概要書 15 ページから、介護サービス事業として、高齢者支援のため、あけぼの園短期入所介護、通所介護サービスなどの予算が計上されております。

次に、議案第 19 号 平成 30 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算であります。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出それぞれ 4 億 6,852 万円を定め、第 2 条では、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めるものであり、平成 30 年度から国民健康保険制度につきましては、都道府県化に伴い、一部科目変更を行うものであります。

推進施策・事業概要書 8 ページです。

医療保険と医療費助成の推進のための予算が計上されております。

国民特定検診受診率向上への取組として、医療機関との連携、未受診者の把握と保健師による個別訪問、文書・電話による受診率向上に努めていきます。

次に、議案第 20 号 平成 30 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算であります。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出それぞれ 6,442 万円を定めるものです。

後期高齢者医療広域連合納付金等の予算が計上されています。

次に、議案第 21 号 平成 30 年度下川町病院事業会計予算であります。

今回の予算の計上に当たっては、第 1 条は総則、第 2 条で業務の予定量、年間患者数入院 10,900 人、外来 22,100 人などを定め、第 3 条で収益的収入 5 億 3,288 万円、支出 5 億 9,911 万円を定め、第 4 条で資本的収入 1,223 万円、支出 2,220 万円を定め、第 5 条で一時借入金の限度額 3,000 万円を定め、第 6 条で予定支出の各項の経費の金額の流用を定め、第 7 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定め、第 8 条で他会計からの補助金 2 億 2,000 万円を定め、第 9 条でたな卸し資産購入限度額 4,675 万円を定め、町立下川病院の診療体制、患者へのサービスの向上を図るものです。

審査に当たり、事務長などから、推進施策・事業概要、予算説明書により説明を受けました。その主な内容について報告します。

推進施策・事業概要書 33 ページです。

町民が安心して医療を受けることができるよう、必要な医療器械の計画的な整備と人材の確保に努め、診療体制、患者へのサービスに努める、また、病院事業会計の健全化のた

め、経営の改革に取り組むとの説明がありました。

以上、当委員会として、議案第 15 号から議案第 21 号について、原案可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、予算審査特別委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論、採決に入ります。

お諮りします。

討論、採決は、議案 7 件を一括して行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

それでは討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、7 件を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 15 号から議案第 21 号まで、7 件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号から議案第 21 号まで、以上 7 件は委員長の報告のとおり可決

されました。

○議長（木下一己君） 日程第 13 議案第 22 号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきまして、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 22 号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、町長及び副町長の給料月額について減額するものでございます。

改正の内容は、町長及び副町長の給料につきまして、4 月からの 3 か月、3%減額し、町長の給料につきましては、現行の 73 万円を 70 万 8,100 円に、副町長の給料につきましては、現行の 58 万 4,000 円を 56 万 6,480 円とするものでございます。

この給料の減額につきましては、去る 3 月 9 日に議決いただきました、議案第 9 号 平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 8 号）において、商工労働費に計上いたしました宿泊研修交流施設の指定管理料 400 万円に係るものでございます。

宿泊研修交流施設は、昨年秋に竣工し、11 月 9 日にオープンいたしましたが、年度末を迎え、収支決算状況の見込みで当初の経営計画を下回る見込みとなりましたことから、これまでの建設から収支計画に至る経緯・経過、また半年間の運営の結果を含め、さらには議会からの附帯決議、今回の総務産業常任委員会からの附帯意見を真摯に受け止め、町民並びに議会、関係者の皆様に御迷惑をお掛けしたことに対しお詫び申し上げます。

この度、執行者責任を明確にさせていただくため、本条例を提案いたしました次第でございます。

結いの森の運営につきましては、指定管理者と十分な協議と意思疎通を図り、経営努力を進めてまいり所存でございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立なし）

○議長（木下一己君） 起立なしです。

したがって、議案第 22 号は、否決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 14 議案第 23 号「平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 23 号 平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 29 年度一般会計の第 9 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 800 万円を追加し、総額を 56 億 1,559 万円とするものでございます。

今回の補正予算の追加につきましては、さきに議案第 9 号で町道除排雪委託料として 2,900 万円を補正計上したところですが、2 月の長期間にわたる降雪と、3 月上旬の本道に上陸した爆弾低気圧や気温の上昇により、予定していた除排雪の業務量を上回ることであり、今後予想される降雪や気温の上昇に伴う路面の補正等に対応することが困難と判断し、さらに町道除排雪委託料 800 万円を補正するものでございます。

なお、財源といたしまして、繰入金を計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 賛成の立場で若干申し上げたいんですけども、提案理由にもございますように、この予測困難な気象条件下では、適宜、適切な除排雪というのは大変困難でありましたでしょうし、このへんの業務の遂行は業者にとっても大変だったというふうに理解しているところでございます。

そこで、さきの補正予算審査時に提出されました執行状況を参考にいたしますと、補正時期について、適切で効果的な除排雪が行われるよう最大限の配慮がもっと早い時期にされるべきではなかったかと、こんなふうにも思うところでもございます。

したがって、全面委託化して間もない件でございますので、できれば早い時期にこういった事業の検証をされることを望みまして賛成討論といたしたいと思えます。

○議長（木下一己君） ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 15 発議第 1 号「平成 30 年度下川町議会運営活動方針」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 1 号 平成 30 年度下川町議会運営活動方針について、御説明申し上げます。

まず、基本理念…これにつきましては変わることはございません。

激動の時代という認識に立ちまして、私たち議員の政策形成能力、広聴・広報機能の充実…そういったことを向上しまして、新しい時代に対応する議会として、その機能を充実させる、そういった理念を掲げております。

そして、基本方針、まず一つ目、議員の資質向上に取り組みます。

第二に、政策形成機能、チェック機能の充実強化に努めます。

第三に、町民に開かれた議会の推進に努めます。

特に今回新しく下川町議会モニター制度を創設し、町民からの要望、提言等の意見を幅広く聴取し、議会運営等に反映させます。

四つ目に、ＩＣＴ（情報・通信に関する技術）の活用。

定例会や臨時会のインターネット配信が始まりましたが、これを継続してまいります。

三つ目に、各委員会の所管事務調査等実施計画です。

総務産業常任委員会におきましては、まず、地域の振興発展、行財政、教育並びに保健医療、福祉行政の在り方を調査いたします。

二点目に、常時調査として、年間を通した付託事件等の調査及び審査を行います。

三点目、町内調査として、各種事務事業等の執行状況、施設の維持管理状況及び財政状況等の調査を行います。

議会運営委員会、一点目に、議会運営に関する調査及び審査の充実を図ります。

二点目に、議会活性化に向けた調査及び各種活動を推進します。

議会広報特別委員会、まず一つ、議会だよりの発行に伴う調査研究活動を推進します。

二点目、紙面内容の充実強化に努め、町民に親しまれる議会だよりを年4回発行します。

三点目に、広聴機能を拡充した新しい体制に移行します。

四点目、議員研修事業実施計画、町民全体の代表者として、資質、識見、能力の研鑽に努めるため、次の事業を推進します。

一つ目、全道町村議会議員研修会に参加いたします。新年度は平成30年7月3日、火曜日、札幌市で予定されております。

次に、上川管内町村議会議員研修会の参加。10月23日、火曜日、当麻町で予定されております。

また、議員自主研修を推進してまいります。

以上、活動方針の概要を申し上げました。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 16 発議第 2 号「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について説明いたします。

これにつきましては、初日に請願趣旨の説明がございましたので、大まかな趣旨については説明を省略します。

要望内容について読み上げます。

1 点目、地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。

2 点目、新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実に行うこと。

3 点目、一般職非常勤職員への移行に当たっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。

4 点目、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は、内閣総理大臣、官房長官、その他大臣となっております。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第17 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

本町の重要懸案事項の要請並びに各種研修会等への出席のため、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間において、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたと思います。

これを承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、議員の派遣について承認されました。

○議長(木下一己君) 日程第18 「閉会中の継続調査の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、「各議会の会期及び議会運営に関する事項等の調査協議の件について」、議会広報特別委員会から、「議会広報の発行及び調査研究に関する事項の件につ

いて」、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成 30 年第 1 回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 5 5 分 閉会

○議長（木下一己君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、7 日の開会から本日まで精力的に審査いただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

それぞれの議案における審査や委員長報告にて寄せられました御意見や御提言、さらに一般質問にて御示唆いただいた課題や問題の提起、そして御提言などをしっかりと受け止め、新年度における各種事務事業の執行に反映してまいりたいと存じます。

今後とも変わらぬ御指導と御示唆を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

（蓑谷総務課長、下村議会事務局長、滝ヶ平農務課長職 退場）

○主査（神野みゆき君） 3 月 31 日をもって退職されます、蓑谷総務課長、堀北消防署長、下村議会事務局長、滝ヶ平農務課長職から、退職に当たり御挨拶の申し出がありましたので、この場におきまして御挨拶をいただきます。

（蓑谷総務課長、堀北消防署長、下村議会事務局長、滝ヶ平農務課長職 入場）

○主査（神野みゆき君） 蓑谷課長お願いします。

○総務課長（蓑谷省吾君） 退職に当たりまして、議会終了後、貴重なお時間をいただき、御挨拶の機会をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

私は、昭和 53 年に役場に奉職し、下川町議会には委員会の書記からお世話になってきました。また、本会議場には平成 21 年から本日まで出席させていただきました。その間、

いろいろな案件に対しまして、議員の皆様から御指導をいただき、おかげさまでもちまして本日まで何とか公務を遂行することができたかと、自分なりに思っております。

これまでの皆様の御指導、御べんたつに対しまして、心からお礼を申し上げます。

最後に、下川町議会の発展と議員皆様の御健勝、御活躍を心から祈念申し上げまして、退職に当たっての御挨拶とさせていただきます。長い間、お世話になりました。大変ありがとうございました。

(拍手)

○主査（神野みゆき君） 堀北署長お願いします。

○消防署長（堀北修司君） 本日は、挨拶の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

定年退職を迎えるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

町議会議員の皆様には、これまで消防行政の円滑な推進に格別な御指導、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私ごと、昭和 51 年 4 月に上川北部消防事務組合に派遣を命ぜられまして、42 年間、消防の職に身を置き、ほんの一端ではありましたが町民の皆様の生命、財産を守る仕事に就きましたことに喜びを感じているところでございます。

顧みますと、これまで大過なく勤めさせていただきましたのも、ひとえに議員の皆様方の一方ならぬ御厚情のたまものと、心から感謝を申し上げる次第であります。

近年、大規模化する各種災害の発生により、防災に対する関心が高まり、地域の安全のために消防の果たす役割もますます大きくなってきております。

そんな中、新年度より消防署、消防団は、共に新体制となりますが、下川町の安全安心を守るという消防の使命に向けて最善を尽くしてまいりますので、引き続き議員の皆様方の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、皆様方の今後ますますの御活躍と御健勝を御祈念申し上げまして、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

○主査（神野みゆき君） 下村局長お願いします。

○事務局長（下村弘之君） 定年退職を迎えるに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

この議場におきまして、挨拶の許可をいただきました議長に厚くお礼を申し上げます。

私は、昭和 52 年 1 月に奉職し、41 年 3 か月勤めさせていただきました。

顧みますと、福祉課福祉係長、福祉課長補佐、主幹、福祉課長でちょうど通算 10 年。

そして、総務課財政係長、総務課長補佐で通算 9 年。税務課で…財税課というところもありましたけれども 7 年 9 か月。教育委員会では、社会教育課社会体育係、教育課長で 6

年6か月ということで、この四つの部署で33年3か月という、自分の職員人生の8割を超えております。

また、平成27年7月からは2年9か月、議会事務局長としてお世話になりまして、議長、副議長をはじめ議員の皆様には、公私とも御指導、御示唆いただいたことを厚くお礼申し上げます。

議会の活性化を目指して、議員の皆様と多くの調査をさせていただきました。これについては、非常に勉強になったところであります。

しかしながら、自分の力不足などもありまして、御迷惑を掛けることも多々あったと思います。それにつきましては、深くお詫び申し上げますと思います。

結びになりますけれども、皆様の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、簡単で意を尽くしませんけれども、お礼の挨拶に代えさせていただきます。どうも大変長い間ありがとうございました。

(拍手)

○主査（神野みゆき君） 滝ヶ平課長職をお願いします。

○農務課長職（滝ヶ平重三君） このような機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

本年3月末日をもちまして、辞任することとなりました。

道庁から北海道商工会議所連合会へ2年間の派遣に引き続きまして、地域振興派遣職員として2年間、下川町役場に勤務させていただきました。

2年間という短い期間で紆余曲折もありましたけれども、派遣ミッションであります農業研修道場や新規就農促進住宅は何とか立ち上げることができました。

また、町営サンル牧場の再整備を図るため、道営公共牧場整備事業の新規採択に向け、道庁と折衝したことや、昨年9月には、王子ホールディングスと協力農家で構成する下川町薬用植物栽培研究協議会を立ち上げ、薬用作物の普及に向けた試験栽培の協力体制を強化したことなど、広範にわたり町の農業振興に携わることができました。

これもひとえに議会をはじめ、町民の皆様、関係機関の御理解、御協力のたまものでありまして、深く感謝の意を表するものでございます。

これらのプロジェクトが下川町の担い手の皆様に引き継がれ、更なる成果を挙げられることを切に願ってやみません。

この4月からは、4年ぶりに道の職場に戻りますが、派遣期間中に経験したことを次の職場でいかしたいと考えています。

結びに、下川町の御発展を心より祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

(蓑谷総務課長、堀北消防署長、下村議会事務局長、滝ヶ平農務課長職 退場)

○議長（木下一己君） 以上をもって、散会いたします。御苦労さまでした。